

令和2年 第3回臨時会

# 高山村議会会議録

令和2年11月27日 開会

令和2年11月27日 閉会

高山村議会

## 令和2年第3回高山村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (11月27日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第1号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉会の宣告	11
○署名議員	13

## 令和2年第3回高山村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年11月27日(金)午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(高山村道の駅中山盆地の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 日程第 4 議案第 1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 後藤幸三君 副村長 平形郁雄君

教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	割 田 眞 君
兼 務 課 長	星 野 茂 樹 君	住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君
兼 務 課 長	割 田 信 一 君	農 林 課 長	平 形 英 俊 君
兼 務 課 長	飯 塚 優 一 郎 君	地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君
兼 務 課 長	金 井 等 君		

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	後 藤 好	書 記	林 大 生
-------------	-------	-----	-------

開会 午前11時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和2年第3回高山村議会臨時会を開会します。

---

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） おはようございます。

令和2年第3回高山村議会臨時会の開催に当たり、一言招集の挨拶を申し上げます。

今年も余すところ1か月、11月も下旬となり、寒さも応えてくるようになってまいりました。本日は、議員各位には何かとお忙しい中、全員の出席を頂き、誠にありがとうございます。

来る12月7日には、第4回の定例会が開催される予定でありますけれども、それに先立って、第3回の臨時会をお世話になるのは、民間企業の景気の低迷に伴い、人事院からの給与に関する勧告が出ました。それに伴い、地方議員の方々、地方行政に携わる方々の給与に対しても条例を改正するということになりました。

また、10月12日には専決処分を頂きまして、道の駅の管理に関しまして改正をいただきました。その専決処分ですけれども、皆様のご同意を慎重審議していただき、可決、決定くださいますことをお願いを申し上げて、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、山口英司議員及び7番平形眞喜夫議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村道の駅中山盆地の設置及び管理に関する条例の一部改正）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、高山村道の駅中山盆地設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基

づき、10月12日付で専決処分により改正を行い、施行期日を11月1日とし、運用させていただきます。

新旧対照表は1ページ、2ページとなります。

改正の内容につきましては、本条例により規定されております施設のうち、温浴施設（高山温泉ふれあいプラザ）の利用料金のうち、入館料にあります子供の定義を、現行から小学校在学中の者に改正し、子供に対するサービスの向上を図るものでございます。また、通年利用料につきまして、現行の販売価格を引き上げるため、メンバー金額の限度額を5万円に改め、運用してまいりたいというものでございます。なお、通年利用料に規定されておりますゲストの規定につきましては、廃止をするというものでございます。

本施設を含め、村の観光施設につきまして、指定管理者により管理をお願いしておるところでございますが、その利用料金につきましては、適正な料金設定の下、運営され、一層の住民福祉の向上に尽力されるようお願いしておるところでございます。慎重審議の上、原案のとおりご承認くださることをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 値上げということなんですけれども、まず、値上げとかそういったことに関してすごく感じるどころというのは、上げるタイミングとかそういうものを感じるわけです。というのは、情勢的に考えたときに、周りが減少成長の中で、少しでもバック、自分に返ってくることであればいつでもいいかなとは思うんですけれども、少しでも村民の方がプラスして出していただくというのは、上げること自体は私、別に反対はないんですけれども、タイミングとかそういうものをもっと見極めたほうがよかったのではないかと。

それと、2点目は、下げるのであれば、全般的に村民が受ける、やっぱりマイナスの仕方。一方的なマイナスではなくて、その辺を強く感じるどころなんですね。ですから、その辺の考え方をちょっと教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） お世話になります。

後藤議員からのご質問で、値上げのタイミング、それともう一点が、村民が受けるマイナスを……

○4番（後藤 肇君） マイナスであれば、全体的にとということです。

○副村長（平形郁雄君） という意見でございますけれども、たまたま私が会社の社長という

ことで兼務をしてございます。その中で、役員会議等々で議論されまして、その結果といたしまして、今回の値上げというようなことになったわけでございますけれども、値上げの時期のタイミングということでございます。これにつきましては、議員ご指摘のとおり、今、コロナ禍において、経済的にも大変それぞれ厳しい中において、今このタイミングでどうして値上げをするんだというようなことでございますけれども、会社の経営を考えますと、入館料そのものにつきましては、据え置かせていただいたわけでございます。

また、そのメンバー券等につきましても、据置きをさせていただいておいたわけでございますけれども、今回は長年据え置いたものを上げさせていただいて、少しでも会社の経営の負担軽減ということで行ったわけでございます。

どうしてこのタイミングかと申しますと、どのタイミングということはないんですけれども、ご承知のように、コロナ禍の中で、4月、5月分の営業が全く少ないと、営業効果が少なく、利益が、対前年比が30%弱というような中で、従業員に対する人件費等々、これが一番だと思ってございます。

そんな中で、実は過日、上半期の営業に対する監査がございました。その監査の中でもお話ししたんですけれども、上半期におきまして、9月末で会社の営業利益がマイナス500万ということでございます。ただ、数字で申し上げたほうが分かりやすいと思ひまして、今、申し上げるんですけれども、10月の売上げが120%弱まで、ふれあいプラザが営業利益が生まれました。これは原因は何かと申しますと、やはりふれあいプラザのメンバー券の金額を上げるということで、そのための駆け込み需要、これがございました、それが約300万。

それと、11月のみどりの村のキャンプ場、これの営業をひと月延長しました。これによる営業利益が約250万。また、11月に村長、議員さんの方々にご協力をいただきまして、イベントが11月8日にそばまつり、11月22日に収穫祭と、これらも考えますと、数字的には通常の営業より40~50万円のプラスと、そのようなことをもろもろ考えますと、9月末のマイナス500万から、11月末では約マイナス100万まで持ち直してきたというようなことがございます。

現実的なお話をするようで大変恐縮なんですけれども、そのようなことから、営業する立場といたしましては、そういったところからも考えてのことということでございます。

それと、村民にマイナスを全体的にというものでございますけれども、利用料金につきましては、現在、入館料500円ということでございますけれども、年度途中での引上げということになりますと、いろいろな無料券を発行しておる関係で、年度当初の金額の改正を今予



定をしておるところでございます。これにつきましても、いろいろご意見をいただきながらと考えておりますけれども、村民全体にということで考えますと、来年の4月1日の料金改定を予定しておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 内情というのはよく分かるところでございます。数字的に追っていきますと、今副村長がお話ししたような状態になろうかと思うんですけど、やっぱりマイナスの部分というのは、一気に取り返すということではなく、徐々に取り返していくのかなとは思うんですけども、イメージとすると、どうしてもこのタイミングというのをやはり考えざるを得なかったかなというところもあるんですね。ですから、上げてしまったものは仕方ないとして、これからサービスのほうを一貫して、プラスとしておもてなしをぜひ最大限發揮していただき、挨拶等、もっともっと実感が沸くような挨拶の仕方をしていけば、村民の方もそういうことを納得できる段階、今日、明日ということではないんですけども、半年、1年後にはそうなるような形で、皆さんで協力して盛り上げていければいいなと思っています。タイミングとそのあれは、今回はあまり数字的に上がったとしても、良くなかったと私は思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑をこれで終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（高山村道の駅中山盆地の設置及び管理に関する条例の一部改正）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第1号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第7 議案第4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから議案第4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまで関連がございますので、一括提案理由の説明を申し上げます。

人事院は本年10月7日に、国会及び内閣に対し、国家公務員の特別給について、民間における賞与等の年間支給月数が職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を下回ったことから、0.05月分引き下げよう勧告しました。

本年は、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会の経済に甚大な影響を及ぼしており、厳しい民間の経済情勢を踏まえて、特別給の減額措置が勧告されました。

本村でも、諸般の情勢を勘案し、本年度において給与改定を、国に準じて人事院勧告の完全実施を行うものでございます。

一部改正する条例は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、特別職の職員の給与等に関する条例、職員の給与に関する条例、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の4条例となります。

なお、改定の詳細につきましては、総務課長より説明をいたしますので、原案のとおり可決、決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） それでは、私のほうから、議案第1号から議案4号まで補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものですが、各改正条例案とも2条立てになっております。

それぞれの第1条では、12月に支給される期末手当を0.05月引き下げるもので、公布の日からの施行となります。

第2条では、令和3年度以降の期末手当の引下げについて、0.05月を平準化いたしまし

て、6月支給及び12月支給を現行より0.025月の引下げとするものでございます。第2条につきましては、令和3年4月1日の施行となります。

まず、議案書5ページをごらんいただいて、新旧対照表は3ページ、4ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらにつきましては、議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となりまして、期末手当の率を引き下げるものでございます。

次に、議案書7ページ、新旧対照表は5ページ、6ページになります。

これは、高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正となります。対象となるのは、村長、副村長、教育長の3名となります。

次に、議案書9ページを、それと、新旧対照表は7ページ、8ページとなります。

これは、職員の給与に関する条例の一部改正となりますが、特定幹部職員、一般職、再任用職員が改正の対象となりまして、減額対象は61名となります。

次に、議案書は11ページ、新旧対照表は9ページ、10ページをごらんいただきたいと思っております。

これは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。対象となるのは、フルタイムの会計年度任用職員16名が対象となります。今回の改正で減額されます額は129万2,000円となり、12月定例会に上程する補正予算案で減額をする予定でおります。

以上、簡単ではございますが、補足の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから議案第1号から議案第4号までの4議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第1号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本臨時会に付議された案件は全て終了しました。慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和2年第3回高山村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時23分